

政策分野 **4** 特別な支援を要する子どもや家庭への支援

施策 **⑪ 社会的養護が必要な子どもへの支援**

元気発進!子どもプランの実績・成果

市内には、保護者がいない、保護者が養育できないなど社会的養護が必要な子ども(要保護児童)を受け入れる、児童養護施設が6施設、乳児院が1施設あります。これら施設に対し、職員配置の見直しによる人員増や発達障害等のある児童にきめ細かな対応をするための職員加算、看護師・里親支援専門相談員の配置等のための運営費の加算など、児童の処遇向上を目的としたさまざまな施策を行ってきました。また、虐待を受けた子どもへの家庭的なケアを実施するため、原則6人の小規模グループケアを全ての施設で実施しています。

さらに、児童養護施設等を退所する児童の自立支援のため、自動車運転免許取得費用の助成や就職に有利な資格取得費用の援助を行ったほか、大学等への入学金の助成を開始しました。また、働きながら自立を目指す児童等に生活指導を行う自立援助ホームの運営などにも努めています。

このほか、里親の養育技術の向上等を図るための研修を実施するとともに、情報交換の場である里親サロンを定期的に開催しました。加えて、家庭生活体験事業(一日里親事業)を実施し、児童養護施設等の入所児童が温かい家庭生活を体験することで、児童の社会性の涵養や情緒の安定を図っています。

このように、要保護児童の成長と自立を支援するため、子どもの状態に応じた適切な支援に努めてきました。

現状と課題

(ア) 小規模グループケア等による家庭的養護

現状 児童養護施設等では虐待を受けた子どもの入所が多く、きめ細かなケアのために、職員との個別的な関わりを重視した家庭的な養護(小規模グループケア、地域小規模児童養護施設)が望まれています。また、児童養護施設等では、自閉症やアスペルガー症候群などの発達障害のある子どもや、虐待を受けた子どもなどの処遇困難な児童を受け入れる例が多い傾向にあります。

- 課題**
- 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設による家庭的な養護を促進する必要があります。
 - 発達障害のある子ども、虐待を受けた子どもなど処遇困難児童の受け入れに伴う職員の資質向上や体制強化を図る必要があります。

(イ) 退所を控えた児童に対する自立支援

現状 児童養護施設等を退所する児童は保護者の支援を受けられないことが多く、さまざまな生活・就業上の問題を抱えながら、自らの努力で生活基盤を築いていかなければなりません。退所を控えた児童や退所後の児童に対し、生活や就業に関する相談に応じる等、地域社会における社会的自立の促進を図ることが求められています。

- 課題**
- 児童養護施設等の退所を控えた児童、退所後の児童に対する自立を支援する必要があります。

(ウ) 家庭的な養育

現状 里親や小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)は、児童養護施設や乳児院以外の社会資源として、さらなる充実が望まれています。また、児童虐待や養育環境などの理由により、お盆や正月でも家庭に帰省できない子どもがいます。

- 課題**
- 里親制度の普及・拡大(登録数の増)や、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を推進する必要があります。
 - 家庭に帰れない子どもたちに、家庭生活を体験する機会を提供するため、家庭生活体験事業(一日里親事業)を拡充するなど、子どもたちが将来目指すべき模範となるような、温かな家庭での生活体験ができるよう、配慮することが必要です。



施策の方向性・柱

『社会的養護が必要な子どもが、それぞれの子どもにあった生活環境で、健やかに生まれ、自立できる社会環境づくり』

① 児童養護施設における生活環境整備等の促進

児童養護施設において、家庭的養護を推進するための小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の設置を進めるとともに、子どもたちへの支援をさらに充実するため、職員の資質の向上等を図ります。

また、就職・進学に際し、児童が希望する進路を選択できるよう、自立に向けた支援を行います。

② 里親や小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の普及促進

家庭的な養育環境としての里親、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の普及を促進し、児童養護施設とあわせて、それぞれの子どもにあった養育環境を提供することで、子どもの置かれた状況に応じた社会的養護を実施します。

成果の指標【目標】

- 1 地域小規模児童養護施設・小規模グループケアの実施か所数
【25年度：11か所 ▶ 31年度：23か所】
- 2 要保護児童数に対する里親・ファミリーホーム委託率
【25年度：14.2% ▶ 31年度：20.0%】

参考データ

● 施設種別要保護児童数(平成26年3月31日現在)

種別		施設数・登録世帯数	定員	被措置児童数
市内	児童養護施設	6か所	405人	330人
	乳児院	1か所	33人	23人
	里親	79世帯	—	39人
	ファミリーホーム	6か所	36人	21人
市外	児童養護施設	随時	随時	11人
	情緒障害短期治療施設	随時	随時	2人
	児童自立支援施設	随時	随時	2人

● 里親登録数(各年度末現在)

年度	登録世帯数
平成20年度	61世帯
平成21年度	62世帯
平成22年度	68世帯
平成23年度	75世帯
平成24年度	79世帯
平成25年度	79世帯

● 家庭生活体験事業(一日里親事業)の実績

年度	全児童数 (各年度8月1日現在)	体験児童数	受託里親世帯数
平成20年度	392人	357人	233世帯
平成21年度	391人	683人	462世帯
平成22年度	362人	610人	421世帯
平成23年度	353人	754人	459世帯
平成24年度	348人	836人	499世帯
平成25年度	358人	743人	422世帯

資料：北九州市子ども総合センター統計
注：「全児童数」は、8月1日現在の児童養護施設入所者数
「体験児童数」「受託里親数」は、ともに延べ数

■ 具体的な取り組み

① 児童養護施設における生活環境整備等の促進

No.	事業名 [担当課]	事業概要
238	児童養護施設処遇改善事業 [子ども家庭局・子育て支援課]	児童養護施設を対象に、発達障害児や知的障害児などの処遇困難児を受け入れる人数に応じて、職員を加配する費用を補助し、処遇困難児への必要なケアと他児の処遇の質を確保します。あわせて、職員配置の充実を図ります。
239 拡充	地域小規模児童養護施設・小規模グループケアの実施 (児童養護施設等措置費) [子ども家庭局・子育て支援課]	児童養護施設等において、家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したケアを提供するため、小規模なグループ(6名程度)によるケアを実施します。 【地域小規模児童養護施設・小規模グループケア実施か所数】 25年度:11か所▶31年度:23か所
240	自立援助ホームの運営 (児童養護施設等措置費) [子ども家庭局・子育て支援課]	児童養護施設等を退所し、就職する児童に対し、共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助および生活指導、就職支援を行うことで、社会的自立の促進に寄与する自立援助ホームを運営します。 【就職等自立児童数】 25年度:7人▶増加
241	児童養護施設等入所児童への運転免許取得費助成など自立支援事業 [子ども家庭局・子育て支援課]	児童養護施設等の退所を控えた児童等を対象に、普通自動車運転免許取得費や就職に有利な資格取得費の一部を助成することにより、児童の自立を支援します。 また、大学等の入学金の助成や生活費の支援を行い、進学の実現に努めます。 【運転免許取得者数】 25年度:18件▶増加

No.	事業名 [担当課]	事業概要
242	児童養護施設入所児童等の身元保証人確保対策事業 [子ども家庭局・子育て支援課]	施設入所児童等が就職や住宅を賃借する際、施設長等がその保証人を引き受けやすくするため、その損害賠償等を補償する保険に自治体負担で加入し、施設入所児童等の退所後の自立を促進します。
243	入所児童の権利擁護のための調査審議等を行う審査部会の社会福祉審議会児童福祉専門分科会への設置 [子ども家庭局・子育て支援課]	市内の児童養護施設等で発生した被措置児童等への虐待に対し、入所児童の権利の侵害を救済し、心身の健全な成長を図るため、その権利の擁護に向けた調査審議等を行い、市長に対して対応方針等について意見を述べます。
再掲 137	児童福祉施設等第三者評価事業 [子ども家庭局・保育課] [子ども家庭局・子育て支援課]	保育所や児童養護施設等について、より適切な情報の提供やサービスの質の向上を図るため、第三者評価を実施します。あわせて、全ての施設が第三者評価を実施するよう普及を図ります。 【実施施設数】 (保育所)25年度:148施設▶31年度:対象となる全ての児童福祉施設 (児童養護施設等)25年度:9施設▶

② 里親や小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の普及促進

No.	事業名 [担当課]	事業概要
244 拡充	ファミリーホームの運営 (児童養護施設等措置費) [子ども家庭局・子育て支援課]	家庭的養護を促進するため、保護者のいない児童などに対して養育者の住宅を利用し、児童の養育・自立支援を行います。あわせて、ファミリーホームの普及・促進に努めます。 【実施か所数】 25年度:6か所▶31年度:11か所

No.	事業名 [担当課]	事業概要
245	里親促進事業 [子ども家庭局・子ども総合センター]	<p>家庭での養育に欠ける児童に対して、家庭的な環境の下で愛着関係を形成しつつ養育を行う里親委託を推進するため、制度の普及啓発や里親への支援を総合的に実施します。</p> <p>【要保護児童に対する里親・ファミリーホーム委託率】 25年度：14.2% ▶ 31年度：20.0%</p>
246	家庭生活体験事業(一日里親事業)の充実 (児童養護施設等措置費) [子ども家庭局・子育て支援課]	<p>児童養護施設に入所している児童に温かい家庭生活を体験する機会を設け、児童の社会性の涵養や情緒の安定を図り、退所後の自立を促進します。</p>